

<「開かれた大学」の具体的方策と展望>

司 会 江原 武一（京都大学）
新堀 通也（武庫川女子大学）
提 案 者 木田 宏（日本学術振興会）
大沢 勝（日本福祉大学）
馬越 敏（名古屋大学）
指定討論者 室 俊司（立教大学）
諸岡 和房（九州大学）

大学の弾力化の視点から

木田 宏（日本学術振興会）

「開かれた大学」「大学の開放」という言葉が、今日では、広く一般的に使われているが、この「開かれた大学」という言葉が公式の文書の中で用いられたのは、中央教育審議会の昭和四十四年四月の答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中に於いてであった。そこには次のような文章が見えている。

「本審議会は、すでに昭和38年1月の“大学教育の改善について”的答申において、新しい大学はかかる

の「象牙の塔」ではなく、社会的機関としての性格を持つべきことを指摘した。それは個人と社会の教育に対する要請に即応できる大学であり、社会からの批判とその建設的な協力に道を開いた大学であり、公費の大幅な支援をうけるとともに、学問研究を通じて社会に奉仕する大学である、という点において、いわば「開かれた大学」とも称すべきものであろう。」

この昭和44年の答申は、当時の大学紛争をうけて緊急に行われたものであるが、時の中教審議会長森戸辰男先生がこのような指摘を行われたについては、個人的な体験であるが、思い出されることがある。森戸先生は、予て、世界の有力大学で構成された国際大学協会の理事をしておられ、昭和40年に、同協会の第四回大会を東京に招致された。その東京大会の主たるテーマは、1) ACCESS TO HIGHER EDUCATION 2) UNIVERSITY AUTONOMY 3) THE CONTRIBUTION OF HIGHER EDUCATION TO ECONOMIC AND CULTURAL DEVELOPMENT であって、それぞれのテーマについて、基本的な討議資料が用意され、多数の報告、発表が行われた。また、まことに会議開催の手伝いをしていた関係から、それらの資料や発言が採り上げ、問題としている課題が、わが国の大学関係者の関心事とはかなり隔たりのあることを知ることができたのである。

即ち、世界的に進学者の急速な増加が見られ、入学者の選考を含めて、それへの対応が急がれていること（わが国では、高校急増が当面の課題であったが、大学の大衆化は殆ど問題とされていなかった）、大学自治の課題として採り上げられる内容が、教育、研究をふくむ幅広い管理運営の全体に配慮されていること（わが国では、教育公務員特例法の規定する教員人事に関心が集中していた）、大学の社会発展にたいする協力が、積極的に論ぜられていることなどが、それである。特に最後のテーマについては、基本資料が、『東南アジアにおける高等教育の役割』という可成り纏まった報告書で、欧米の大学人が、東南アジアの大学について、また、その地域協力について、発言しているのに対し、わが国からは、何も聞くことが出来なかつたことは、誠に痛烈な印象であった。

わが国の大学も世界の大学に伍して、大衆のための大学、そのための教育研究の仕組みを持った大学、地域社会はもとより国際社会にも寄与しうる大学に成らなければならないと思ったものである。

当時、中教審議会の委員をしていた高坂政顕氏は、その審議会での論議を踏まえてであろう。「開かれた大

学のために」（南窓社 昭和44年）という一書を表し、開かれた大学とは、1) 大学の閉鎖性を開放する、「象牙の塔」であった大学を社会的な機関に転化する、2) 学問上の必要だけではなく、社会の要請、国家の必要にも耳を傾ける、3) 学園の管理運営に学外者の参加を求める、4) 教員の人事を学外者にも開放する、という四つの条件を充たすものであるとして、説明を加えておられる。

ここに改めて、開かれた大学とは何かを論議する必要はあるまい。広く個人や社会の要請に応える大学と考えておけばよいであろう。

ところで、大学の歴史を振り返れば分かる如く、大学殊にヨーロッパの大学は、学ぶ者の集団化から始まり、学ぶシステムが開発され、学ぶ施設が確保されて、ヨーロッパ各地の学ぶ者の組織として、中世に始まっている。始め、その学生の謝金で集められた教師を、国王や領主がその給与を召し抱えるようになり、次第にその大学はその土地の大学、その国家の大学としての色彩を強めるようになる。隣国への留学禁止令まで出されるようになって、「大学は時とともに国境の中に自己を閉じるようになつていった。」（ヨーロッパ大学都市への旅横尾社英 リクルート 昭和60年）

こうした大学の歴史は、大学が個人や社会の要請に応えた為に、国境のない大学から国家の大学に転じたことを示している。それでもヨーロッパの大学はなお国際的な性格を多分に残しているのであるが、国家の大学を取り入れたわが国においては、いつの頃からか、大学自治という理念を社会にたいする孤立化のために援用し、さらにはまた、研究の自由のために認められるべき大学自治を政治活動の自由のために援用して、大学と個人、大学と社会・国家の関係を自ら断つようになってしまった。ここに今日の大学問題の基本的な問題があると考えるのである。

昭和46年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」は、高等教育改革の中心的課題として、

- 1) 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請
- 2) 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請
- 3) 教育・研究活動の効率的な管理の必要性
- 4) 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除
- 5) 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

の五項目を掲げ、高等教育の多様化、教育内容・方法の改善、高等教育の開放、教育組織と研究組織の機能的な分離、研究院の在り方、入学者選抜制度の改善など、

各方面にわたって改革の基本構想を示した。

昭和59年に設置された臨時教育審議会も、その第二次答申（昭和61. 4）において、高等教育の改革と学術研究の振興を重要な課題として採り上げ、先の答申とはほぼ同様の観点に立って、高等教育の個性化・高度化、大学院の飛躍的充実と改革、基礎的研究の推進、大学と社会の連携の強化、国際交流の推進などを強調している。また、高等教育全体の計画立案を適切ならしめるため、包括的なユニバーシティ・カウンシルの設置を提言していることも注目される。

これらの答申に見える社会的要請の基本的なものは、学生数の拡大とその多様化であり、また、学問研究の充実である。これらの課題を受けて、この十数年、文部当局の進めてきた施策は、多岐にわたっている。

その第一は、昭和40年代の後半から進められた新しい大学・学部の新設である。

総てを尽くしているわけではないが、阪大の人間科学部（47年）、広島大学の総合科学部（48年）、筑波大学（48年）、豊橋、長岡の技術科学大学（51年）、図書館情報大学（54年）、兵庫、上越、鳴門の新教育大学（53～56年）、鹿屋の体育大学（56年）、放送大学（57年）、高岡短期大学（58年）、などである。

大学院の改革としては、独立研究科の設置が進められた。東工大の総合理工学研究科（50年）、筑波大学の地域研究、経営・政策科学、環境科学など（50年～）、埼玉の政策科学（52年）、九大の総合理工学（54年）などなどがそれである。兵庫教育などの現職教員を対象とした大学院もここに加えられる。

教育の弾力化としては、昭和45年以降、大学設置基準、大学院設置基準、学校教育法及び同法施行規則などの改正によって、一般教育基準の改定、単位互換、九月入学の許容、大学院修業年限の弾力化などの施策が進められた。

入試の改善については、昭和54年から共通一次試験が導入されたことは、記憶に新しいことであろう。大学には成績のいい者から順番に入学すべきであるとの見解も成り立つが、成績のいい一部の者のみが選択の自由を享受し、多くの者がそのあたりを受けて右往左往するのは、決して社会的正義とは言えないであろう。

教育と研究体制の分離については、筑波大学において、学部や講座さらには研究所を廃止し、研究組織と教育組織を学系、学群によって構成する試みを行ったが、最も成り立つのは、所謂共同利用研究所の設置であろう。高エネルギー物理学研究所を始めとする共同利用研究体制の拡充は、独立の研究所12、大学付属の研究所12に及

び、研究体制の充実強化として世界の注目を浴びているのである。

大学開放講座も近年急速に伸びている。昭和59年度、308校の大学で、2162の講座が開かれ、25万人が受講している。また、大学の開放という観点から、最も注目されるべきは、放送大学の開講であろう。18才から90才までの二万数千人が学んでいるのである。

留学生の受け入れについても、10万人計画が立てられ、かなりの成果をあげている。学術の国際交流についても、日本学術振興会の事業の充実などに、見るべき成果が出ていると言えるであろう。

このように見てくると、開かれた大学に向けて、かなりの施策が行われていることが分かる。然もなお、大学の開放が唱えられなければならないのは何故であるか。それは、大学の開放が単なる方針に止まるものではなく、具体的の行為として実践されなければならないものであるからである。

その実践の課題として最も緊急を要するものは、大学院の学位、特に博士の学位の授与を学位規則の定めのごとくに授与することである。学位規則には次のごとく規定されている。

第三条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

第五条 博士の学位は、大学院の博士課程を終了した者に授与するものとする。

また、大学院設置基準は、博士課程の終了用件及び学位の授与について、次のように定めている。

第十七条 博士課程終了の用件は、大学院に5年（修士課程を終了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を終了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

第十八条 修士課程又は博士課程を修了した者は、学位規則の定めるところにより、学位を授与されるものとする。

以上の定めからすれば、大学院に5年あるいは3年以上在学すれば、単位を修得し、論文審査を受けて、博士課程修了となるよう指導すべきものであり、当然学位を

授与するように努めなければならない。自然科学の大学院においては、ほぼ、このことが行われているにも拘わらず、人文、社会科学においては、極く一部（4%）の学生についてしか、学位が授与されていない。このことは、大学の閉鎖性を高めこそそれ、開かれたものとすることにはならないのである。現に、日本研究を専攻しようとする者まで、わが国よりは米国に留学するという奇異な現象が生じてゐるのである。

これから社会が、技術の高度化、生産性の向上によって支えられなければならないとすれば、余暇時間の増大を能力水準の向上に振り向けることが必要となり、情報化への対応、国際化への対応を高めて行くことが不可欠となってくる。社会の組織的な教育機関である学校、わけても、大学が、これらの課題に応えて、学習社会を形成し、その中核となる機能を果たさなければならぬことは言うまでもあるまい。そのためには、これからの大學生、高卒者のみではなく、職業人はもとより、高齢者、婦人をも受け入れて、その学習を助けなければならず、また、外国からの留学生や研究者をも広く受け入れて、国内はもとより、国際的にも寄与できる大学にならなければならぬ。

大学がこうした将来の課題に応えるものとなることを阻害する制度上の障害は、既に、概ね取り払われていること、上記の弾力化政策に見られる如くである。要は、大学関係者が事態を認識して、大学を開く意欲を持つことであり、実践することであると考えるのである。開かれた大学を築くものは、大学人であり、大学自身である。大学自治は、こうした大学の使命を自覚した自治でなければなるまい。